

18 どんぶり勘定の世界

2015年11月4日、私が提訴していた秋田地裁での民事裁判は、裁判長の強い勧めによって、不本意ながら和解となりました。

和解条項によれば、第3選挙区の民主党最高責任者である私の強い求めにも関わらず「選挙運動費用収支報告書」などを見せなかったこと、会議を開いてほしいと要望しても開かなかったこと、私を急襲して「関わらないでもらいたい、票が減るので」など“不適切な対応”をしたことについて、「松浦被告らのお詫びの意思を裁判長が確認した」とのことでした。

お詫びには至らなかったものの、「受入口口座の開設に先立ち、口座の開設及び用途についての説明があったとはいえない」という裁判長見解も記載されました（松浦被告側は受入口口座の秘匿を一貫して否定してきた）（注1）。

選挙と裁判を通じて最も勉強になったのは、「政党交付金の闇」を体感できたことです（注2）。

第1話で書きましたが、民主党本部は、私の選挙に2000万円を用意し、秋田銀行の3つの口座に振り込みました。これは国民の血税が財源です。

- 1つ目は私が代表する政党支部の口座で、名義は「民主党秋田第3総支部 政党交付金受入口代表三井マリ子」（「交付金受入口」と略）。
- 2つ目は後援会の口座、「三井マリ子と進む会代表三井マリ子」。
- 3つ目は私の個人の口座で「三井マリ子」。

この3口座のカネの流れを追って、「私の政党交付金物語」をまとめてみます。

現金出納帳づくり

2013年2月18日、永田町の民主党本部で、組織委員会の組織部長は、「松浦事務所のKさん（秘書A）が作ったものです」と言って、ごく単純な収支の書かれている用紙を私に渡しました（次頁）。

収入	
公認料	5,000,000
WS基金	2,000,000
支部政党交付金	13,000,000
合計	20,000,000

支出	
選挙総支出	3,963,819
三井マリ子と進む会総支出	2,059,893
民主党秋田県第3総支部総支出	8,600,085
基金積立	4,399,895
差額	20

三井マリ子選挙事務所 ↓ これに公費18,500,000円を
 ↓ = ¥5814619

▲2013年2月18日、民主党組織部長が「松浦事務所が作成したメモ」として渡した文書。手書きはその時の三井の書きいれ。

その後、組織部長から支出の一覧表が渡されて、「気になるものがあれば、領収書を松浦事務所からもらいます」と言われたので、すべての領収書を希望しました。その全領収書を入手したのは、たしか2013年3月末でした。それらをもとに、夏にかけて、私の代理人近江弁護士は、膨大な現金出納帳を作成しました。

この現金出納帳に基づいて、3口座の主要なカネの出入りを以下にまとめます。赤い字のカネ（政党交付金が原資）を各口座に振り込んだのは、民主党本部経理局。出し入れの実行者は、ほぼすべて松浦議員秘書たちです。本稿に無関係な個人カンパなどは省きました。

「交付金受入口」口座

（秘匿されていた入金専用口座。「総支部口座」に移して使うことになっていたが、*は現金にしたまま総支部口座に入れなかった）

- 11月22日 候補者の政治活動費500万円、交付金受入口に入金
- 11月27日 同口座から100万円おろす（* 第11話参照）
- 11月28日 候補者の総支部活動費600万円、交付金受入口に入金
- 11月29日 同口座から1000万円おろして、総支部口座に移す
- 11月29日 さらに総支部口座から、初めて100万円おろす
- 12月3日 総支部口座からさらに100万円おろす
（その後、100万円や50万円単位でおろす）
- 12月11日 総選挙対策の追加費200万円、交付金受入口に入金
- 12月14日 同口座から200万円おろし、総支部口座に移動
- 12月16日 午前0時時点で総支部口座の残高は550万円
総支部口座から20万円おろす
- 12月26日 総支部口座から250万円おろす。残金279万9895円
- 12月28日 総支部口座から279万9895円おろして基金口座に移動。
総支部口座の残高0円。
現金100万円、45万5000円、14万5000円、を
基金口座に入金。基金口座合計439万9895円

「三井マリ子と進む会」口座

（後援会口座。*はおろしたが返却）

- 11月20日 女性の政治参画推進の寄付金（WS基金）200万円、入金
- 11月27日 200万円おろす。WS基金残高0円
- 12月5日 寺田Y子関係寄付合計54万円入金
- 12月14日 知人からの寄付金の合計は213万円に
- 12月16日 100万円おろす（* 第8話参照）。残高113万円
- 12月28日 寺田の54万円おろす。残高60万余円
- 12月28日 100万円秘書Aより返金され私が入金。残高160万余円

「三井マリ子」口座

（個人の口座）

- 11月26日 候補者個人への寄付金（名目は公認料）500万円、入金
- 11月27日 300万円おろす
- 12月25日 100万円おろす
- 12月26日 100万円おろす
- 12月28日 残高0円



▲上から「総支部口座通帳」のコピー、「後援会口座通帳」、「個人口座通帳」。2012年12月27日、手前の2冊は返却され、1冊（総支部）はコピーを渡された

政党交付金440万円はこうして残った

私は、政党交付金が振り込まれる交付金受入口座の存在を知らず、総支部口座も、その残高や用途を知ることはできませんでした。

選挙運動費用収支報告書を翌日には提出するという2012年12月27日になっても、松浦秘書たちは、概算すら私に教えません。にもかかわらず、同日、「基金口座を開設しないと罰せられるのは三井さん」と嘘で脅して、新しい口座を強引に作りました（第4話）。

秋田を去ってから、お金がどう使われどのくらい残金があるかを手紙で尋ねても返答なし。やむなく2013年1月21日、横手の秋田銀行支店に出向いて、「基金口座の会計担当と連絡がとれない」と申し出て、ここから、事態はサスペンスドラマのように展開します。

名義人である私の申し出によって、基金口座に入れられた政党交付金の残金約440万円は凍結され、松浦議員秘書たちは引き落せないことに気づきます。そして、政党支部の代表はまだ私だったことが明確になったため、のちに私は代表の権限で国庫返還の道を選んだのは前述の通りです（第10話）。

問題は440万円が基金口座に残った理由です。

私の選挙は、第15話で詳述したように、市議並みと言ったら市議が気を悪くするかもしれないようなケチケチ選挙。でもカネがなかったからではなくて、

選挙運動へのカネをケチったのです。

交付金受入口に入金があったのは11月22日。総支部口座に移して現金化されたのは選挙告示4日前の11月29日。投票日の12月16日時点でも、総支部口座には550万円がありました。

女性の政治参画基金200万円は？

第7話「何がなんでも後援会解散！」で書きましたが、2012年11月20日、後援会口座には民主党本部から「女性の政治参加と女性候補者発掘を促すための資金」であるWS基金200万円が寄付されました。秘書らは、11月27日、これを全額引き出し、うち100万円は「カーテンなどプライベート色の高い品物の購入に使った」と、私が秋田を去る2日前の12月27日、私に告げました。

後援会の収支報告書に添付された領収書を見ると、借家契約料金、テーブル椅子、テレビ、冷蔵庫など家電をはじめとする、事務所兼自宅の備品などの購入に、WS基金が使われていました。

借家は、秋田3区全域を網羅する第3総支部事務所を兼ねていました。その借家契約料金と家具リース代は、少なくとも第3総支部と折半すべき性格のものですが、61万余円の全額を後援会が支払ったことも、領収書からわかりました。

秘書らは、「2012年11月13日以前は第3総支部が存在しなかったもので1300万円を事務所費などには使えない」とも言いました（書証甲93号証）。が、これは嘘。民主党規定集6-16「政党交付金による支出の取扱および交付時期について」によると、政党交付金が交付される前に借入れたり立て替えてもらったりした支出については、その後に出た政党交付金を充当することができるのです。しかも、政党や政党支部（第3総支部）の資金は制限なしに選挙運動の準備に使えたのです（公職選挙法197条1項）。

政党交付金1300万円が総支部に入金されて銀行にあるにもかかわらず、後援会に寄付されたWS基金が全額おろされて、目的外の使われ方をした。これは政党交付金を温存したいがため、としか私には考えられません。

「選挙は個人のカネでやるものだ」

政党交付金を温存する作戦は、私の個人口座にも及びました。

公職選挙法86条1項によると、政党は、その政党に所属する人を候補者に決めたら、政党が立候補の届け出をし、同92条1項1号によれば、届け出を

する政党が供託金を預けることとなります。私の場合は、第3総支部（政党支部）のカネを供託金として法務局に預けるべきなのです。

ところが、第3総支部に政党交付金計1100万円が振り込まれていたにもかかわらず、松浦議員秘書たちはそれに手を付けず、私の個人口座に寄付されていた500万円から私に無断で300万円を引き出して、民主党名で供託しました。

私は裁判で、「300万円は直ちに返還されるべき」と主張。松浦被告側も同意して、彼が代表する事務所の金庫に眠っていたであろうカネが返却されました。

もし、裁判を起こさなかったらどうなったか。おそらく、私が消えた後の第3総支部の代表は松浦秋田県連代表が兼務することになりますから、秘書たちは自由に使えたはずです。

しかも私の個人口座から抜いたカネは300万円ではなかった。2012年12月25日、26日と、100万円ずつ計200万円が引き出されました。27日、秘書たちは、「選挙に使った」と言って引き出した後の通帳を私に返却しました。そして秘書らは言いました。

「政党交付金は選挙に使えない」

「選挙は公認料500万円で闘うものだ」

「その500万円のうちの300万円は供託金に使われた」

「選挙運動に使えるのは200万円しかない」

「不足分300万円は松浦事務所が立て替えたので、供託金300万円が戻ったら相殺することになる」

「選挙は個人のカネでやるものだ」

12月25日、26日に引き出された、この200万円がどのように使われたのか、私は、いまだに説明を受けておりません。

選挙運動費用収支報告書によると、支出総額は581万4619円で、公費負担分185万800円を引くと396万3819円です。

収入は500万円ですから、103万6181円の黒字。あの立て替えと称したものは何だったのでしょうか。

トッパライとどんぶり勘定の世界

2012年12月27日、私名義の3つの銀行口座から100万円単位でおろされていたことを知った私は、そのカネは別の口座に移し替えているのか、

と尋ねました。すると秘書たちは「選挙はトッパライです」と私に言いました。トッパライは放送業界用語。いつも現ナマをたくさん持っていて、アルバイトなどに即座に現金で支払うこと。そういえば秘書Aも秘書Bも雇用主の松浦大悟議員も、民放テレビ局の出身でした。会話はこんな調子です。

秘書B だから、ふつう金庫番っていうじゃないですか。やっぱり、金庫番っていうのは現金を持って歩く

三井 現金で持ってるわけですか

秘書A トッパライですもの

三井 (私は酔っ払いと聞き間違えて) うん?

秘書B トッパライ。ほんとトッパライですもの

秘書A 選挙は

秘書B 選挙はトッパライ、その日のうちに、来たら、その日のうちに払う、っていう

秘書A 請求書ももらって、あそこの選挙事務所でおカネを払い、領収書ももらう。そしたら現金で持ってないといけません。ちょっと待っててください、今銀行に行ってきますから、なんてできないですもの (注3)

このトッパライ談義を聞いて、「あ、そうか。この人たちはどんぶり勘定でやっているのだ」と合点がいきました。

語源由来辞典によると、「どんぶり」とは、「職人などの腹掛けの前部に付けた大きな物入れのことで、職人たちがこのどんぶりにお金を入れて無造作に出し入れしていた」のだそうです。また広辞苑によれば「どんぶり」は、「一説には、更紗や緞子で作ったカネを入れる大きな袋。若い遊び人などが好んで用いた」とあります。どちらにせよ、どんぶり勘定は「予算を立てたり決算をしたりせず、手もとにあるカネにまかせて支払いをすること」。なんだか、松浦議員の秘書たちの姿とダブってきました。

本稿2ページでも述べましたが、松浦議員から党本部組織部長を經由して出てきた全領収書を、近江弁護士は3口座に振り分けて時系列の表にし、私名義の3口座の収入の時系列の表と照合させました。すると、こんなことが分かりました。

松浦議員秘書たちは、政治資金規正法第9条で義務付けられている会計帳簿を作成していません。100万、200万と各銀行からおろしても、それを預金にせず現金で保持して、「トッパライ」と称する現金払いをし、その領収証

を貯め込んでおき、あとから、支出を口座別や用途別に振り分けた模様です。そして帳尻合わせをして、収支報告書や使途等報告書をつくってきたのだと想像できます。

近江弁護士作成の現金出納帳によると、後援会会計では、11月20日のWS基金200万円の入金以前に、137万7953円が支出されていて、その内容は、女性の政治参加促進とは無関係なものばかり。

まるで私の政治活動そのものを侮辱しているかのようです（注4）。WS基金は、民主党の唯一無二の女性政治参画推進の資金ですから、これは民主党の女性政策への侮辱でもあるのです。

つまるどころ1000万円近くは…

秋田を去った私が、そのまま泣き寝入りしていたら、供託金300万円、政党交付金残金440万円が、松浦事務所の管理下にはいりました。後援会口座の残金160万円プラス54万円の214万円もそうなったでしょう。

つまるどころ、選挙前に私名義の口座にはいったカネのうち、1000万円近いカネが、選挙後には松浦事務所の管理下に置かれるような算段だった、と言えます。

現制度の仕組みは、こうした行為を可能にしているということです。

政党支部から支部長へお手盛り寄付

政党支部に交付された政党交付金が、いつでも候補者個人に寄付できるのも、恐ろしいことです。

政党交付金は国民の税金ですから、透明性の確保は大原則のはず。だから「使途等報告書」の提出が義務付けられているのですが、政治家個人に寄付されてしまうと、収支報告は不要になりますから、もう誰もチェックができません。こんなとんでもない抜け穴があるのです。

私が秋田選管で調べたのですが、松浦大悟参議院議員が支部長の「民主党秋田県参議院選挙区第1総支部」は、松浦支部長に2013年7月4日付で1500万円を寄付しました（その後9月になって、なぜか800万円に修正されたものとページが差替えられた）。

松浦支部長の政党支部の松浦氏個人への寄付、という、この支部から支部長への寄付の手法は、日本中ではやっているようです。

かの小渕優子議員は、私も立候補した2012年、自分が支部長の「自民党群馬県第5選挙区支部」から1000万円の寄付を受けていました。

『誰も言わない政党助成金の闇』（2014年、上脇博之著）によると、小渕議員だけではない。自分が代表者となっている政党支部から自分自身に寄付をした国会議員・候補者の名がズラリと載っています。

2012年の総選挙で、自民党の候補者239人がお手盛り寄付をしていたそうです。首相と、閣僚17人のうちの12人が、その政党支部から支部長を務める自分に対して寄付をしていました。多い順に記すと、「稲田朋美行政改革担当大臣1100万円。古屋圭司国家公安委員長1021万円、茂木敏充経済産業大臣1000万円、下村博文文部科学大臣700万円、安倍首相500万円、麻生太郎副総理・財務大臣500万円」。

閣僚外では、福田康夫元首相の長男で群馬4区から立候補し初当選した福田達夫衆院議員は、政党支部にはいった「11月27日500万円、12月1日500万円、同8日300万円」の政党交付金1300万円（私と同額！）を支部長である自分に寄付しています。

費用対効果をあげるには

政党交付金の総額は年に約320億円です。日本の総人口に250円をかけた額の税金です。できたときは「250円なんてコーヒー1杯で政治がクリーンになるなら安いものじゃないか」と言われたとか。

朝日新聞「日本の国民負担は？ 各国の政党交付金」というコラムは、政党交付金の総額と1人当たり負担額を円に換算して6カ国を比べています(Globe 2013.5.13)。

日本	(320億円、250円)
ドイツ	(157億円、190円)
フランス	(74億円、118円)
スウェーデン	(21億円、218円)
オーストリア	(16億円、190円)
イギリス	(2.6億円、4円)

税金で政党を支える国はたくさんありますが、日本は、総額でも1人当たりでも抜きんでています。では費用対効果はどうでしょうか。政党交付金を受取って選挙を闘った私の実感では、政党交付金は「政党

の政治活動の健全な発達」「民主政治の健全な発展」のためになっていない、と断言できます。

そこで、「私の政党交付金物語」の最後に、提言をさせていただきます。

厳密に言えば選挙期間の収支は公選法に基づく「選挙運動費用収支報告書」、政党交付金だけの収支は政党助成法に基づく「使途等報告書」、政党交付金を含む全政治資金の収支は政治資金規正法に基づく「政治団体収支報告書」、ではありませんが、一括して「収支報告書」と書きます。

- 1) 収支報告書の会計責任者（出納責任者）の住所氏名は自筆にし、ハンコは実印を使うこと
- 2) 政治団体は銀行口座開設と同時にクレジットカードを作成し、いかなる支出もカード払いにすること
- 3) 政治団体や選挙運動の支払いは、現金払いを禁止し、相手の銀行口座に送金すること
- 4) 選管に収支報告を出す際には現金出納帳も添付すること
- 5) 収支報告の監査は、身内や雇われている人ではなくすること
- 6) 衆院選候補者（政党支部の代表）が選挙の収支報告書に名前を載せるとき、現行は代表の印鑑が不要だが、これを実印にすること
- 7) 政治団体の収支報告書において、「人件費」と「5万円～1万円の支出」にも領収書をつけること
- 8) 政党支部から支部長個人への寄付は禁止すること

これが実行されれば、選挙にまつわる会計はすっきりします。秘書Aや秘書Bのような怪しげな役回りも不要となるのではないのでしょうか。

次回からは、ノルウェーの選挙についての連載です。

注1 和解条項 <http://samidori.fem.jp/wakai-tyosyo.pdf>

注2 訴状 <http://samidori.fem.jp/sojyol3-11-11.pdf>

注3 ここは書証の「とっぱらい」をトッパライとした。（ ）も本稿執筆時の記載。しかし、これまでの引用は全て書証のままである。「秋田地裁 平成25年（ワ）第261号 損害賠償請求事件」の書証甲93、94、95号証、録音データは書証甲92号証。

注4 後援会「三井マリ子と進む会」の目的は「女性の地位向上と、男女ともに暮らしやすい社会の構築めざす」こと（書証甲15号証）